

旅館業法施行条例の一部改正について（概要）

根拠通知

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和元年9月19日付厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）

- ・ 公衆浴場における水質基準等に関する指針（令和元年9月19日付通知別添1）
- ・ 公衆浴場における衛生等管理要領（令和元年9月19日付通知別添2）
- ・ 旅館業における衛生等管理要領（令和元年9月19日付通知別添3）

改正内容

1 構造設備基準に係る改正事項

- (1) 気泡発生装置等は、点検・清掃及び排水が容易に行うことができる構造とすること
- (2) 水位計は配管内を洗浄・消毒できる構造とするか、配管を要しない構造とすること
- (3) 原水は浴槽水面上部から、循環水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造とすること
- (4) 配管内の浴槽水及び貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること
- (5) オーバーフロー水を浴用に供する構造としないこと、またはオーバーフロー環水管は直接循環配管に接続せず、オーバーフロー回収槽は清掃・消毒が容易に行える構造とすること
- (6) 調節箱は清掃しやすい構造とすること
- (7) (1)～(6)について、施行日時点で許可を受けているか、許可申請中である営業施設については適用しないが、施行日以降に施設の改築や大修繕を行う場合はこの限りでない

2 衛生措置基準に係る改正事項

- (1) 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常時作動させること
- (2) 循環配管、水位計配管、集毛器、シャワー及びその付属品は定期的に清掃や消毒を行うこと
- (3) オーバーフロー水を浴用に供する場合は、環水管及び回収槽の清掃・消毒を頻繁に行うこと
- (4) 調節箱及び気泡発生装置等は、生物膜が形成されないよう適宜清掃・消毒を行うこと
- (5) 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合、浴槽に土が入り込まないように努めること

3 その他

浴槽水を消毒する際の塩素濃度に関する規定を「1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下、最大1.0ミリグラムを超えない」から「1リットル中0.4ミリグラム程度、最大1ミリグラムを超えない」に改正、モノクロラミン消毒の規定を追加し、細則に移動する等、所要の規定を整備

施行日

令和2年7月1日

旅館業法施行細則の一部改正について（概要）

根拠通知

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について（令和元年9月19日付厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）

- ・ 公衆浴場における水質基準等に関する指針（令和元年9月19日付通知別添1）
- ・ 公衆浴場における衛生等管理要領（令和元年9月19日付通知別添2）
- ・ 旅館業における衛生等管理要領（令和元年9月19日付通知別添3）

改正内容

1 浴用に供する湯水の水質基準等に係る改正事項

- (1) 改正前の条例で規定していた浴槽水を消毒する際の塩素濃度に関する規定を「1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下、最大1.0ミリグラムを超えない」から「1リットル中0.4ミリグラム程度、最大1ミリグラムを超えない」に改正し細則に規定
- (2) モノクロラミン消毒の規定を追加し「1リットル中3ミリグラム程度を保つこと」とすること
- (3) 水質検査項目である有機物の検査方法として、全有機炭素計測定法を追加
- (4) 原水の水質検査項目の「大腸菌群」を「大腸菌」に改正

2 その他

- (1) 許可申請時等、申請者又は営業者が法人の場合は登記事項証明書を提出すること
- (2) 旅館業営業施設完成届出書の添付書類として、建築基準法第7条の2第5項の検査済証の写しも認めること
- (3) 宿泊者名簿（様式第10号）中の性別欄を削除

施行日

令和2年7月1日